

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に係る健全化判断比率を、下記及び別冊のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
下呂市の比率	－	－	9．7	－
早期健全化基準	12．88	17．88	25．0	350．0

- ・実質赤字比率欄及び連結実質赤字比率欄の「－」は赤字額がないことを表す。
- ・将来負担比率欄の「－」は比率が算定されないことを表す。

令和 8 年 8 月 27 日提出

下呂市長 山 内 登